

令和6年千代田区議会第4回定例会議事速記録（第1533号）《未定稿》

◎日 時 令和6年11月28日（木）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	ともりの	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
13番	はまもり	かおり	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
20番	林	則行	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	樋 口 高 顕 君
副 区 長	坂 田 融 朗 君
副 区 長	小 林 聡 史 君
保 健 福 祉 部 長	清 水 章 君
地 域 保 健 担 当 部 長	高 木 明 子 君
千 代 田 保 健 所 長	
地 域 振 興 部 長	印 出 井 一 美 君
文 化 ス ポ ー ツ 担 当 部 長	佐 藤 尚 久 君
環 境 ま ち づ くり 部 長	藤 本 誠 君
ま ち づ くり 担 当 部 長	加 島 津 世 志 君
政 策 経 営 部 長	村 木 久 人 君
デ ジ タ ル 担 当 部 長	夏 目 久 義 君
財 産 管 理 担 当 部 長	
行 政 管 理 担 当 部 長	中 田 治 子 君
会 計 管 理 者	大 矢 栄 一 君
総 務 課 長	佐 藤 久 恵 君
企 画 課 長	御 郷 誠 君
財 政 課 長	中 根 昌 宏 君

(教育委員会)

教 育 長	堀 米 孝 尚 君
子 ど も 部 長	小 川 賢 太 郎 君
教 育 担 当 部 長	大 森 幹 夫 君

(選挙管理委員会事務局)

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	河 合 芳 則 君
-----------------------	-----------

(監査委員事務局)

監 査 委 員 事 務 局 長	恩 田 浩 行 君
-----------------	-----------

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	石 綿 賢 一 郎 君
事 務 局 次 長	(事務局長事務取扱)
議 事 担 当 係 長	新 井 秀 樹 君
議 事 担 当 係 長	河 原 田 元 江 君
議 事 担 当 係 長	彦 坂 悠 介 君
議 事 担 当 係 長	細 倉 岳 君

午後2時04分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和6年第4回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1から第5を一括して議題にします。

議案第48号 千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

議案第49号 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第50号 千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例

議案第51号 千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例

議案第52号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（企画総務委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第48号、千代田区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第50号、千代田区長及び副区長の給与及び旅費条例の一部を改正する条例、議案第51号、千代田区教育委員会教育長の給与及び旅費並びに勤務に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明申し上げます。

いずれも、本年の特別職報酬等審議会による答申を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、議員報酬及び区長等の給料の額を引き上げるとともに、期末手当について、年間の支給月数を0.4か月分引き上げるほか、3月期に支給する手当を廃止し、6月期及び12月期の年2回の支給とするものでございます。期末手当のうち、来年度以降の支給に係る改正につきましては令和7年4月1日から、その他の改正につきましては本年12月1日から施行いたします。

議案第49号、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第52号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括してご説明申し上げます。

職員の給与につきまして、本年の特別区人事委員会による報告及び勧告を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、給料月額を引き上げる給料表の改定を行い、期末手当及び勤勉手当の支給月数を合計して0.2か月分引き上げるとともに、段階的に配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる扶養手当の改正をするほか、医師等に係る初任給調整手当の額を引き上げるものでございます。

また、会計年度任用職員の給与につきまして、常勤職員に準じて、期末手当及び勤勉手当の支給月数を、合計して0.2か月分引き上げるものでございます。給料表及び初任給調整手当のうち

本年度の支給に係る改正につきましては本年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当のうち本年12月期に係る改正につきましては公布の日から、その他の改正につきましては令和7年4月1日から施行いたします。

以上、5議案につきましてご説明申し上げました。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） ただいま説明のありました議案のうち、議案第49号及び第52号の2議案については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

ただいま説明のありました5議案は、いずれも企画総務委員会に審査を付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第6を議題にします。



議案第53号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（文教福祉委員会審査付託）

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔副区長坂田融朗君登壇〕

○副区長（坂田融朗君） 議案第53号、幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

幼稚園教育職員の給与につきまして、本年の特別区人事委員会による報告及び勧告を踏まえ、社会経済事情の変化に伴い、給料月額を引き上げる給料表の改定を行うとともに、期末手当及び勤勉手当の支給月数を、合計して0.2か月分引き上げるほか、段階的に配偶者等に係る手当を廃止し、子に係る手当を引き上げる扶養手当の改正をするものでございます。

給料表の改正につきましては本年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当のうち本年12月期に係る改正につきましては公布の日から、その他の改正につきましては令和7年4月1日から施行いたします。

以上、ご説明申し上げます。ご審議の上、何とぞ原案どおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） ただいま説明のありました議案第53号については、地方公務員法第5条第2項の規定により、あらかじめ特別区人事委員会の意見を聴取しておきました。その回答の写しをお手元に配付しております。

お諮りします。

ただいま説明のありました議案は、文教福祉委員会に審査を付託したいと思いますが、異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程を全て終了しました。次回の継続会は、明日11月29日、企画総務委員会及び文教福祉委員会終了後に開会します。

ただいま出席の方には文書による通知はしませんので、ご了承願います。

散会します。

午後2時10分 散会